

掛川市告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の事務を委託した。

平成28年6月9日

掛川市長 松井三郎

1 委託先

名 称	所 在 地
国分グロースーツチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社コストア	名古屋市中区栄一丁目7番34号
株式会社コストアイスト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社スリーエフ	横浜市中区日本大通17番地
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社セブンオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ミニストップ	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

2 委託した使用料の徴収事務

- (1) 掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の規定に基づく汚水処理施設の使用料の徴収事務
- (2) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の規定に基づく公共下水道の使用料の

## 徴収事務

- (3) 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の規定に基づく農業集落排水処理施設の使用料の徴収事務

### 3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで